

電子申請時、ご確認ください

取引や証明に使えるはかりですか

取引や証明に使えるはかりは、銘板に検定証印又は基準適合証印が付されたもの
家庭用はかりは、取引や証明に使用できません。

取引や証明に使用できます		取引や証明に使用できません
		
検定証印	基準適合証印	

間違いやすいはかりの種類



ばね指示はかり



台はかり

おもり 1 個 10 円



表示しないと検査できないので、申請する前に電源を入れ表示することを確認して下さい。

電気式はかり

表示がデジタル

料金2倍の電気式はかりとは



判定：ひょう量 (MAX) ÷ 目量 (1 目盛の値) > 1 万目量

薬局で使用するはかりで事例が多い

例：ひょう量 200g で目量 0.01g ひょう量=20,000 目量 **料金 2 倍**

ひょう量 20g で目量 0.01g ひょう量=2,000 目量 **料金通常**

新しいはかりは免除かも

定期検査の実施日において、銘板年月の翌月 1 日から 1 年を経過していないもの

数字の意味	検定証印	基準適合証印
例 2024=年 10 =月 '24 =年 10 =月	 2024 10	 '24 10

☆はかりの種類、免除等不明な場合は、計量検定所にお問い合わせ願います

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜 1-5-64 Tel:028-667-9425